

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金交付規程 新旧対照表

新	旧
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費補助金交付規程 2020年12月17日 2020年度規程第34号 <u>一部改正 2026年6月11日 2026年度規程第5号</u> (目的) 第1条～8条 (略) (交付に当たっての条件) 第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～四 (略) 五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同して実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六～八 (略) 九 補助事業者は、補助事業が完了するとき <u>(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)</u> は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。 十～三十二 (略) <u>(削除)</u> <u>三十三</u> (略) <u>三十四</u> (略) <u>三十五</u> (略)	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程 2020年12月17日 2020年度規程第34号 (目的) 第1条～8条 (略) (交付に当たっての条件) 第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～四 (略) 五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同して実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六～八 (略) 九 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内に <u>(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで)</u> に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。 十～三十二 (略) <u>三十三 補助事業者が「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)に基づく革新的技術特区(以下「スーパー特区」という。)に応募し、当該補助事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」に基づき、補助対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。</u> <u>三十四</u> (略) <u>三十五</u> (略) <u>三十六</u> (略)

三十六 (略)

三十七 研究開発計画を踏まえて、補助事業の一部を切り出し、早期の製品化に取り組む場合は、機構の承認を受けることで、当該一部については完了したものとみなし、交付規程の各条項（第9条第1項第六号、第9条第1項第十六号、第9条第1項第十八号、第9条第1項第二十四号、第15条第6項を除く）を適用する。

2 (略)

第10条～14条 (略)

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、標示票を貼付して管理することが困難な取得財産等については、機構と協議の上、機構が認めた方法で管理することができる。

4 (略)

5 補助事業者は、補助事業が完了するとき (補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。) は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

6 (略)

(財産の処分制限)

第16条

1～3 (略)

4 補助事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第4項の規定は適用しない。

第17条～27条 (略)

三十七 (略)

三十八 研究開発計画を踏まえて、補助事業の一部を切り出し、早期の製品化に取り組む場合は、機構の承認を受けることで、当該一部については完了したものとみなし、交付規程の各条項（第9条第1項第六号、第9条第1項第十六号、第9条第1項第十八号、第9条第1項第二十四号、第15条第5項を除く）を適用する。

2 (略)

第10条～14条 (略)

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

(新設)

3 (略)

4 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内 (補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで) に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

5 (略)

(財産の処分制限)

第16条

1～3 (略)

4 補助事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。

第17条～27条 (略)

(暴力団排除に関する誓約) 第 28 条 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次に<u>掲げる</u>掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。 一～四 (略) 2 (略) 第 29 条～31 条 (略) <u>附 則 (2026 年 6 月 11 日 2026 年度規程第 5 号)</u> <u>1. この規程は、2026 年 6 月 11 日から実施する。</u> <u>2. 2025 年 7 月 30 日 2025 年度規程第 21 号の附則第 2 項中「第 9 条第 1 項第三十七号、第 18 条第 1 項第九号及び第 30 条の規定」とあるのは、この規程の施行後においては「第 9 条第 1 項第三十六号、第 18 条第 1 項第九号及び第 30 条の規定」と読み替えるものとする。</u> (別記) 補助対象費用 (内容) 第 1 第 2、第 3 に記載する事業を除く事業 <table border="1"> <tr> <th>費目</th><th>細 目</th></tr> <tr> <td rowspan="3">I 機 械 装 置 等 費</td><td>1. 土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。</td></tr> <tr> <td>2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。</td></tr> <tr> <td>3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。</td></tr> </table>	費目	細 目	I 機 械 装 置 等 費	1. 土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。	(暴力団排除に関する誓約) 第 28 条 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次に<u>掲げる</u>事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。 一～四 (略) 2 (略) 第 29 条～31 条 (略) (別記) 補助対象費用 (内容) 第 1 第 2、第 3 に記載する事業を除く事業 <table border="1"> <tr> <th>費目</th><th>細 目</th></tr> <tr> <td rowspan="3">I 機 械 装 置 等 費</td><td>1. 土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。</td></tr> <tr> <td>2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。</td></tr> <tr> <td>3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。</td></tr> </table>	費目	細 目	I 機 械 装 置 等 費	1. 土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
費目	細 目												
I 機 械 装 置 等 費	1. 土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。												
	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。												
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。												
費目	細 目												
I 機 械 装 置 等 費	1. 土木・建築工事費 クリーンルームや付帯設備を含む試験研究棟、運転管理棟等の建設に必要な土木工事及び建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。												
	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。												
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。												

	Ⅱ 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。 2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く。）		Ⅱ 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。 2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く。）
	Ⅲ その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。 2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。 3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。 4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費、特許出願等に係る費用等。		Ⅲ その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。 2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。 3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。 4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費、特許出願等に係る費用。

IV 委 託 費 ・ 共 同 研 究 費	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。 2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。
※Ⅱ労務費のうち1. 研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表（以下「単価表」という。）で算定することとする。ただし、上記に依りがたい場合又は研究開発計画に健保等級によらない労務費の支払いを認める旨の記載があるテーマに従事し、かつ労務費の算定において労務費単価表の49級等級相当を超える者の場合には、機構の了承を得た上で、補助事業者が補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定できるものとする。	
※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、Ⅳ委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の額の50%未満です（但し、年度毎にこれを満たす必要はありません）。	
※学術機関等に対するⅣ. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。	
第2～3（略）	
様式第1、2 別添のとおり 様式第3（略） 様式第4 別添のとおり 様式第5～10（略）	

IV 委 託 費 ・ 共 同 研 究 費	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。 2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。
※Ⅱ労務費のうち1. 研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表（以下「単価表」という。）で算定することとする。ただし、上記に依りがたい場合又は研究開発計画に健保等級によらない労務費の支払いを認める旨の記載があるテーマに従事し、かつ労務費の算定において労務費単価表の49級等級相当を超える者の場合には、機構の了承を得た上で、補助事業者が補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定できるものとする。	
※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、Ⅳ委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の額の50%未満です（但し、年度毎にこれを満たす必要はありません）。	
※学術機関等に対するⅣ. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。	
第2～3（略）	
様式第1、2 別添のとおり 様式第3（略） 様式第4 別添のとおり 様式第5～10（略）	

<u>様式第 11－ 1 別添のとおり</u> 様式第 11－ 2、12（略） <u>様式第 13 別添のとおり</u> 様式第 14～21 （略）	<u>様式第 11－ 1 別添のとおり</u> 様式第 11－ 2、12（略） <u>様式第 13 別添のとおり</u> 様式第 14～21 （略）
---	---